

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

記

1 訴えの目的

立川市営住宅の滞納使用料の支払請求

2 訴えの方法

弁護士を訴訟代理人とする訴え

3 訴えの相手方

元立川市営住宅入居者 A

4 事件の概要及び処理方針

上記元立川市営住宅入居者 A（以下「A」という。）は、平成 13 年 2 月 5 日より立川市営住宅に入居した。A は平成 30 年 4 月分から使用料の滞納が常態化し、令和 2 年 9 月分までの滞納月数は 29 箇月、滞納額は計 2,550,900 円となった。これまでに、延べ 5 回に渡り使用料の支払いを促してきたが、令和 2 年 9 月 30 日に市営住宅を退去した後も支払義務を履行せず、今日に至っている。

令和 6 年 12 月 19 日には、A に対して「催告・訴訟予告（訴訟による強制執行）」を通知している。さらに、令和 7 年 2 月 26 日に、「督促状」を配達証明郵便にて送付し、問題解決のために納付相談を提案するとともに、訴訟提起の予告を通知したが、A からは何ら連絡がない状況が続いている。

よって、立川市は、A に対し、滞納使用料の支払いを求めて訴えを提起するものである。

なお、訴えの提起の後において、上記訴えの目的を達成するため特に必要がある場合には、訴えの変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。